

請願第2号

年金の2.5%引き下げの中止を求める意見書に関する請願書

(請願趣旨)

流山市議会において、国に対し「年金の2.5%引き下げの中止を求める意見書」を提出して頂きたく請願します。

(請願理由)

2012年11月16日、政府・民自公3党は、国会解散に先立ち、極めて短時間の審議で、「年金2.5%引き下げ法案」を含む重要法案を強行可決し成立させました。

消費税引き上げが予定されているなか、年金の大幅引き下げは高齢者の生きる権利を奪うばかりでなく、低迷続きの中小企業や庶民の経済にもはかり知れない大きな打撃となることは明らかです。

党略的な3党の議会運営で、十分な審議もなく決められた年金引き下げは取りやめるべきです。

(請願項目)

- 1 年金2.5%引き下げを中止することを求める意見書を国に提出してください。

平成25年6月3日

紹介議員

植田 和子

小田桐 仙

乾 紳一郎

請願者



流山市議会議長 海老原 功一 様

陳情第3号

T P P 交渉参加に関する意見書の提出を求める陳情書

(陳情趣旨及び項目)

日頃、地域農業の振興のための貴職のご尽力に心から敬意を表します。

特にT P P参加に反対または慎重な対応を求める決議の採択にご尽力されたことに深い感謝を申し上げます。

T P Pに関し今まで全国44道府県、2144市町村議会が参加に反対、慎重な対応などを求める意見書が採択されてきました。

本県でも千葉県議会で2度の反対決議と県内46市町議会で意見書が決議されています。

そんな中、安倍首相は3月15日にT P P交渉への参加を表明し、4月12日には参加に向けた日米間の事前協議が合意されました。その理由として日米首脳会談で「聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になった」と国益を守ることが可能だとしています。

しかし「日米共同声明」には、「T P Pのアウトライン」に示された「高い水準の協定を達成する」ことが明記され、その内容は関税と非関税障壁の全面的な撤廃が前提条件となっています。

T P Pは、ほかにも医療や食の安全、官公需発注、I S D条項など多岐に及びますが、これらが守られる明記がありません。いま全国で「聖域なき関税撤廃が前提なら反対」をはじめとした6項目が守れるのかとの疑問が広がっています。

更に「日米事前協議合意」では、自動車や保険の分野でアメリカに譲歩し、非関税障壁について、T P P交渉とは別枠で二国間交渉を行うことになりました。

事前協議で国益を守れませんでした。今後のT P P交渉でも国益が守れる保証がありません。

参加表明前後、全国の3月道府県議会では、23の道府県議会が参加反対や農業への影響回避、情報開示の徹底を求める意見書が可決されています。

さらに参議院では「重要5品目などを聖域として確保できないと判断した場合、交渉からの脱退も辞さない」との方針で臨むことの決議をしました。

政府は、T P P参加表明とあわせて影響試算を発表し、試算によれば、輸出拡大などで10年後に国内総生産(G D P)を0.66%押し上げ、3兆2000億円の経済効果があるとしています。米など主要な農産品

の関税撤廃で農業生産額が3兆円減少するとしています。

また全国の多くの県がTPPに参加した場合の損失計算を試算「農業が壊滅的打撃となり地域が消える」との不安がますます広がっています。

千葉県も農林水産業の減収額は、現在の産出額25%に相当する1069億円との試算が明らかにされ、コメは半減、酪農・養豚は消滅、肉牛も70%生産が失われるとしています。

J A全国中央会も萬歳会長声明で最後まで「断固反対」を強調しています。

最近、全国大学教員1000人近くがTPP交渉の即時脱退を政府に要請しています。

また、生活協同組合コープみらい理事長や関東各県の生協理事長も政府に交渉参加に関する要請をしました。

TPPは効果が少なく、農業への打撃をはじめとして失うものが余りにも大きいといわなければなりません。

政府はTPPについて、わかりやすく情報を公開し、お互いの国家主権、食糧主権を尊重し、国の文化や伝統を認め合う、そのようなルールの確立こそが今必要であり要請します。

それが欠落した現状のルールでは日本の農林水産業が衰退し、食の安全が脅かされ、国民皆保険が壊され、ISD条項などの乱用で国の主権が侵害されることとなります。

このまま国民に情報が十分開示されず、国民合意もないまま拙速にTPPに参加することはあってはなりません。

以上の趣旨について地方自治法第99条の規定により意見書を政府関係機関に提出されるよう陳情いたします。

2013年5月31日

陳情者



流山市議会議長 海老原 功一 様

陳情第4号

老朽化した公立学校の調査と対策に関する陳情書

(陳情趣旨)

3. 11の大地震や笹子トンネル崩壊事故の後、全国的にも老朽化した公共施設の改修や立て直しの対策が取られるようになりました。流山市内では小中学校の場合、多くが築30年以上、中には築40～50年以上の建物も存在し、文科省の学校施設対策ビジョンによれば、耐震化のみならず老朽化対策が必要とされる校舎がほとんどです。

まず老朽化した施設の現状の適切な調査が必要です。そののち地域の人々の安全と要望を考えながら、市財政の健全な運営を考え合わせ老朽化対策をとらねばなりません。特に学校は数が多いこと、子供の施設という点からも緊急性が高く、さらに地域の防災の拠点としての役割も指摘されており、総合的、長期的な対策が必要です。

(陳情項目)

- 1 市内すべての小中学校の老朽化対策のための専門的調査を、計画的に速やかに公平に、行ってください。
- 2 安全上緊急性の高いものは、すぐに対策をとってください。
- 3 調査に基づき、総合的長期的な展望に立って、改修や建て替え計画を立ててください。その際、校長をはじめとする現場職員や地域の人々の要望を取り入れる体制をとってください。文科省の「平成24年度6月、学校施設の現状について」によると、公立学校施設設備の経済効果は、地元への受注業者が91%になって地元への貢献が大きいとなっています。学校の老朽化対策はこのように、地元住民の意見や地元の建築業者の活用を図り「地域の学校」としての位置づけのもとに行ってください。どのような学校を作るかは、単に建物の建設だけではなく、地域のコミュニティと文化を大事にし、「地域で子供を育てる」の理念のもとに行ってください。
- 4 文科省老朽化対策ビジョンに従って地域の防災機能として役立つような施設設備を学校に整えてください。

(参考資料)

学校施設の現状について「平成24年6月文科省」
学校施設対策ビジョンの中間報告「平成24年8月」

平成25年6月3日

陳情者



流山市議会議長 海老原 功一 様

陳情第6号

小中学校併設校建設は、市民の合意を大切に、慎重な審議を求める陳情書

(陳情趣旨)

新市街地地区内に小中学校併設校の建設が決定され、6月議会で校舎建設にかかわる契約について審議されると聞いておりますが、現在、多くの市民が内容について、十分に納得している状況ではありません。

私どもが小中学校併設校の建設について知ったのは、「広報ながれやま」平成24年4月1日号に掲載された2012年度計画の中からです。開校は平成27年4月予定、建設事業費9840万円と記されておりました。

市当局は、流山市自治基本条例第23条の規定にそってパブリックコメント及びタウンミーティング、隣接する学区での保護者説明会を実施し市民の意見をいただいたと広報で報告されましたが、その実態はタウンミーティングは市内4ヶ所で180名、公聴会で公述された方は2名です。

市民全体からみれば事業内容を直接知らされているわけではありません。

市として初めて建設しようとしている併設校については規模、教育内容についてはそれぞれ市民の中で見解があると思っておりますが、計画から開校までの期間の短さからくる市民合意の不十分さと、総事業費127億円について、一般の学校建設費用との違いに多くの市民から疑問、意見が出されています。

財源について、広報では「市民が負担する税金を軽減するために国への援助を要請している」と報告されていますが確約されているわけではありません。

このように市民に過大な負担をかけ、住民合意が不十分な中での建設を拙速にすすめないよう、市議会が機能を果たして下さるようお願いいたします。

(陳情項目)

市民合意が不十分であり、膨大な事業費をとמוなう小中学校併設校の建設には慎重に審議されるよう求めます。

平成25年6月3日

陳情者



流山市議会議長 海老原 功一 様

陳情第7号

「国における平成26（2014）年度教育予算拡充に関する意見書」
採択に関する陳情書

（陳情趣旨）

貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

流山市では小中学校の楽器備品整備事業などに力を入れられ、子どもたちの健やかな成長を育む教育環境整備にご尽力頂いていることに大変感謝申し上げます。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、平成26（2014）年度にむけての予算の充実をはたらきかけていただきたいと考えます。

1. 震災からの復興教育支援事業の拡充を十分にはかること
2. 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
3. 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
4. 現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算を拡充すること
5. 保護者の教育費負担を軽減するために現行高校授業料実質無償化制度を堅持すること
6. 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
7. 危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
8. 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること
など

以上、昨今の様々な教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

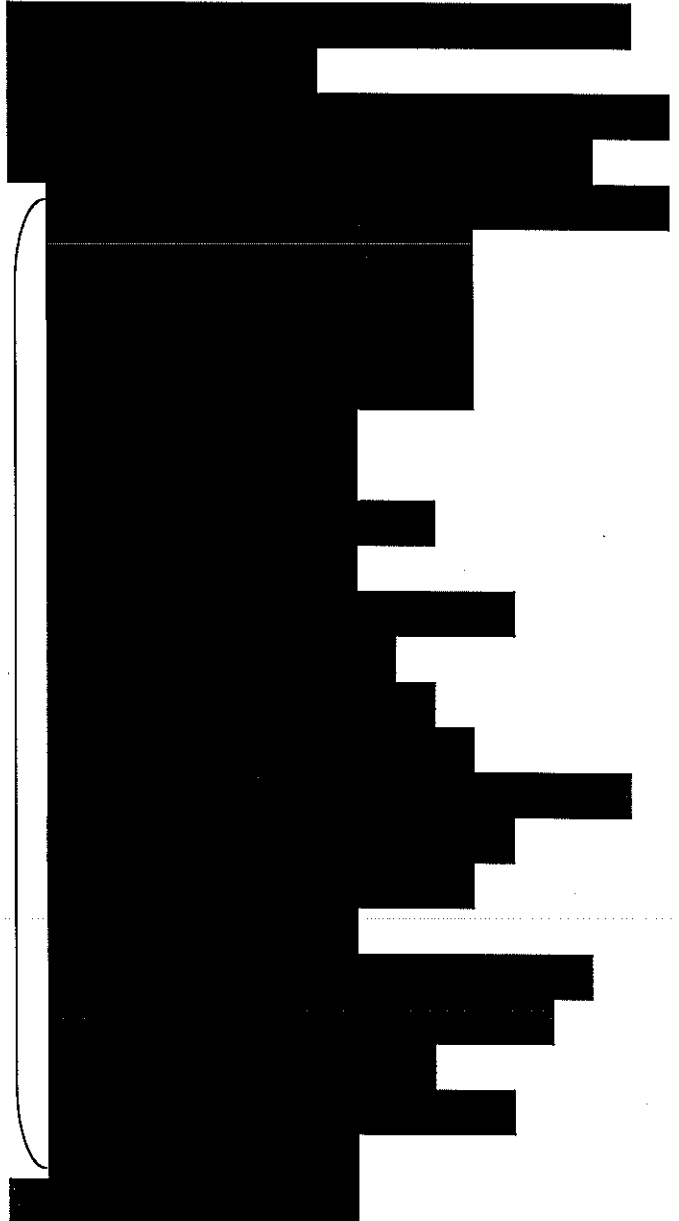
貴議会におかれましては、本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

(陳情項目)

平成26(2014)年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における平成26(2014)年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

平成25年6月3日

陳情者



流山市議会議長 海老原 功一 様

陳情第8号

「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書

(陳情趣旨)

貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

国において、平成23(2011)年度に小学校1年生の35人以下学級が実現しました。平成24(2012)年度は、新たに小学校2年生の35人以下学級編制が可能となり、各都道府県においても、学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われています。しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、自治体によっては「40人学級」や「教職員定数」が維持されないことが危惧されます。

義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

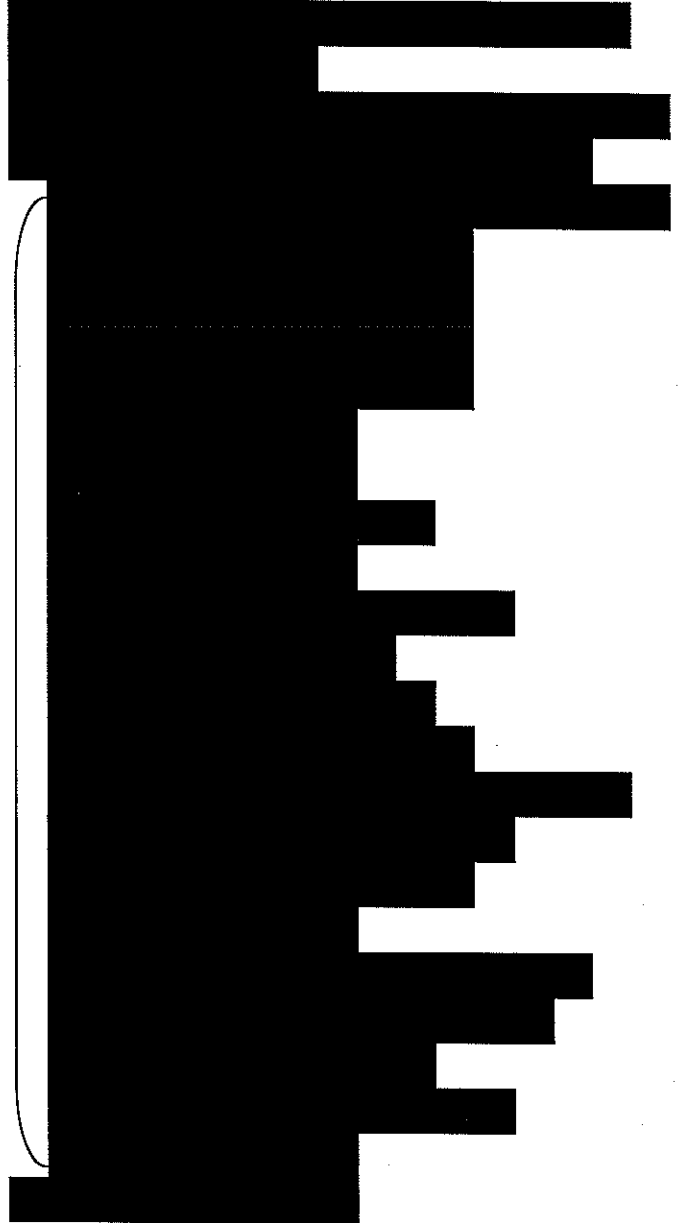
貴議会におかれましては、本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

(陳情項目)

平成26(2014)年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

平成 2 5 年 6 月 3 日

陳情者



流山市議会議長 海老原 功一 様

陳情第9号

小中併設校建設について、市議会における慎重な審議を求める陳情書

(陳情趣旨)

いま、子どもを取り巻く環境をより良くしたいとの願いは、多くの保護者や市民の共通したものです。

しかし市内の小中学校では、子ども同士のつながりを深める時間が作りづらかったり、また先生たちは、仕事に追われ、子ども一人一人に目が行き届かせ、学ぶ喜びを体感したり、勉強のつまずきに寄り添うことが、難しくなっていると実感しています。

少人数による学級運営等が待たれている中で、小学校1年生から中学3年生までの千人以上が通う小中併設校建設計画は本当に子どもにとって、保護者にとって、地域にとって、今後の流山の教育環境にとって有益なのか、多くの疑問を抱かざるを得ません。

そこで、現在計画中の小中併設校について、建設内容や規模、事業費等はもちろんです、「具体的にどのような教育をするのか」、「子どもの成長発達を保障しうる環境が小中併設校で何故できるのか」、「小中併設校に通える子どもとそうではない子どもとの公平感は本当に保てるのか」、「小学校時代から小中併設校に通える子どもと、小山小学校のため、途中から併設校に入学する子どもや保護者の心情にどこまで配慮されているのか」等も含め、徹底した慎重な議論が市議会に求められていると思います。

以上の趣旨から、以下について陳情します。

(陳情項目)

『流山市議会基本条例』を活かし、議会の権能を発揮して、市民総合体育館建替えと同様に、特別委員会を設置し、参考人質疑や公聴会、市民アンケートの実施など、さまざまな市民参加の手法を活用して慎重なる審議をしてください。

平成25年6月3日

陳情者



流山市議会議長 海老原 功一 様